

附則第二十五条第 八項	法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ 法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車 法附則第五十二条第二項第一号 法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日	地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第一号 平成二十三年三月十一日 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第二号 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第三号 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第一号 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第一号
附則第二十五条第 九項	法附則第五十七条第十三項に規定する警戒区域設定指示が行われた日 法附則第五十七条第八項第二号 法附則第五十七条第八項第三号 法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車 法附則第五十七条第八項第一号	平成二十三年三月十一日 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第二号 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第三号 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車 地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第一号

○厚生労働省令第二号
国土交通省令第二号
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行に伴い、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年八月十二日

厚生労働大臣 細川 律夫
国土交通大臣 大島 章宏

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則

（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業）

第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に関する事業
- 二 調理、洗濯、掃除等の家事に関する事業
- 三 高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の状況把握サービス（以下単に「状況把握サービス」という。）を提供する事業
- 四 心身の健康の維持及び増進に関する事業
- 五 法第五条第一項の生活相談サービス（以下単に「生活相談サービス」という。）を提供する事業
- 六 社会との交流の促進に関する事業
- 七 日常生活に必要なサービスの手配に関する事業

（高齢者居住安定確保計画に住民の意見を反映させるために必要な措置）

第二条 法第四条第五項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、高齢者居住安定確保計画の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

（年齢その他の要件）

第三条 法第五条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件は、六十歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定（以下単に「要介護認定」という。）若しくは同条第二項に規定する要支援認定（以下単に「要支援認定」という。）を受けている六十歳未満の者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 同居する者がいない者であること。
- 二 同居する者が配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下この号において同じ。）、六十歳以上の親族（配偶者を除く。以下この号において同じ。）、要介護認定若しくは要支援認定を受けている六十歳未満の親族又は同居者が病氣にかかっていることその他特別の事情により当該同居者と同居させることが必要であると都道府県知事が認める者であること。

（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請書）

第四条 法第六条第一項の申請書の様式は、別記様式第一号とする。

（高齢者生活支援サービス）

第五条 法第六条第一項第十号の国土交通省令・厚生労働省令で定める高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスは、次に掲げるものとする。

- 一 状況把握サービス
- 二 生活相談サービス
- 三 入浴、排せつ、食事等の介護に関するサービス
- 四 食事の提供に関するサービス
- 五 調理、洗濯、掃除等の家事に関するサービス
- 六 心身の健康の維持及び増進に関するサービス

（登録申請書の記載事項）

第八条 法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 サービス付き高齢者向け住宅の名称
- 二 竣工の年月

三 法第六条第一項第十二号の入居契約（以下単に「入居契約」という。）の形態
 四 サービス付き高齢者向け住宅若しくは高齢者生活支援サービスの提供の用に供するための施設又はこれらの存する土地（以下「サービス付き高齢者向け住宅等」という。）に関する権利の種類及び内容
 五 サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の商号、名称又は氏名、住所及び委託契約に係る事項
 六 サービス付き高齢者向け住宅の維持及び修繕に関する計画
 七 サービス付き高齢者向け住宅事業に係る法第五十二条の認可の有無
 八 サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援事業の用に供するための施設（以下「高齢者居宅生活支援施設」という。）の名称、位置及び種類
 九 登録を受けようとする者が、介護保険法第八十一条に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一条第一項の指定、同法第八十九条に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二条の二第一項の指定又は同法第八十一条に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第五十三条第一項の指定を受けている場合にあっては、その旨

十 登録の申請が基本方針（サービス付き高齢者向け住宅が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内のものである場合にあっては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨
 （登録申請書に添付する書類）

第七条 法第六条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類（以下「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 サービス付き高齢者向け住宅の位置を表示した付近見取図
- 二 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及びその敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設のそれぞれの敷地内における位置を表示した図面
- 三 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
- 四 サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類
- 五 入居契約に係る約款
- 六 登録を申請しようとする者が、サービス付き高齢者向け住宅等を自ら所有する場合にあっては、その旨を証する書類
- 七 サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類
- 八 登録を申請しようとする者が法人である場合においては、登記事項証明書及び定款
- 九 法第七条第一項第六号及び第七号に掲げる基準に適合することを誓約する書面
- 十 法第七条第一項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類
- 十一 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（令第二条に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人）及び法定代理人が法第八条第一項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
- 十二 その他都道府県知事が必要と認める書類
 （規模の基準）

第八条 法第七条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める規模は、各居住部分が床面積二十五平方メートル（居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、十八平方メートル）とする。

（構造及び設備の基準）
 第九条 法第七条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、原則として、各居住部分が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであることとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等の居住環境が確保される場合にあっては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しない。

（加齢対応構造等の基準）
 第十条 法第七条第一項第三号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、既存の建物の改良用途の変更を伴うものを含む。）により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第五条第一項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、法第五十四条第一号に規定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる加齢対応構造等である構造及び設備について適用されるものであって、次に掲げるものとする。

- 一 床は、原則として段差のない構造のものであること。
- 二 居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。
 - T₁≧19.5
 - R₁≧21
 - T₂≧21
 - T₃≧21
 - 55Ⅱ T + 2 R ≧ 65
- 三 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。
 - T₁≧24
 - 55Ⅱ T + 2 R ≧ 65
- 四 便所、浴室及び居住部分内の階段には、手すりを設けること。
- 五 その他国土交通大臣及び厚生労働大臣の定める基準に適合すること。

（状況把握サービス及び生活相談サービスの基準）
 第十一条 法第七条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 イ及びロに掲げる者のいずれかが、原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。
- イ 医療法人、社会福祉法人、介護保険法第四十一条に規定する指定居宅サービス事業者、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者が、登録を受けようとする者である場合又は登録を受けようとする者から委託を受けて状況把握サービス若しくは生活相談サービスを提供する場合（医療法人にあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が提供する場合に限る。）にあっては、当該サービスに従事する者
- ロ イに規定する場合以外の場合にあっては、医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護保険法第七十五条に規定する介護支援専門員又は介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三第一項の一級課程若しくは二級課程を修了した介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第三条第一項の養成研修修了者
- 二 少なくとも前号イ又はロに掲げる者がサービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐していない時間においては、各居住部分に、入居者の心身の状況に關し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供すること。

(家賃等の前払金の返還方法)

第十二条 法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

- 一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、三月
- 二 入居者の入居後、法第七条第一項第六号ニの家賃等の前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合(前号の場合を除く。)にあつては、当該期間

2 法第七条第一項第六号ホの国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第六条第一項第十二号の家賃等(以下単に「家賃等」という。)の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗じる方法
- 二 前項第二号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、家賃等の前払金の額から控除する方法(法第七条第一項第六号への国土交通省令・厚生労働省令で定める理由)

第十三条 法第七条第一項第六号への国土交通省令・厚生労働省令で定める理由は、次に掲げるものとする。ただし、当該理由が生じた後に、入居者及び登録事業者が居住部分の変更又は入居契約の解約について合意した場合は、この限りでない。

- 一 入居者の病院への入院
- 二 入居者の心身の状況の変化
- (必要な保全措置)

第十四条 法第七条第一項第八号の必要な保全措置は、家賃等の前払金に係る債務の履行による保証その他の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める措置とする。

(高齢者居住安定確保計画で定める事項)

第十五条 都道府県は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、高齢者居住安定確保計画で、第八条から第十一条までの規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

2 都道府県は、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、高齢者居住安定確保計画で、第十二条第一項第一号の規定による期間を延長することができる。

(登録事項等の変更の届出)

第十六条 法第九条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第二号による登録事項等変更届出書により行うものとする。

2 法第九条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、添付書類のうちその記載事項が変更されたものとする。

(地位の承継)

第十七条 前条の規定は、登録事業者の地位を承継した者が法第十一条第三項の規定による届出をする場合に準用する。この場合において、前条第一項中「法第九条第一項」とあるのは「法第十一条第三項」と、前条第二項中「法第九条第二項」とあるのは「法第十一条第四項において準用する法第九条第二項」と読み替えるものとする。

(誇大広告の禁止)

第十八条 法第十五条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、高齢者生活支援サービスの内容その他の登録事項及び添付書類の記載事項とする。

(登録事項の公示方法)

第十九条 法第十六条の規定による公示は、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

(契約締結前の書面の交付及び説明)

第二十条 法第十七条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 入居契約が賃貸借契約でない場合にあつては、その旨
- 二 入居契約の内容に関する事項
- 三 登録事業者が第六条第九号に該当する場合にあつては、介護保険法第百十五條の三十五第一項に規定する介護サービス情報
- 四 家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間
- 五 前号の期間中において、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合における家賃等の前払金の返還額の推移

第二十一条 法第十九条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録住宅の修繕及び改修の実施状況
- 二 入居者からの金銭の受領の記録
- 三 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容
- 四 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあつては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- 五 入居者に提供した高齢者生活支援サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容
- 六 高齢者生活支援サービスの提供により入居者に事故が発生した場合にあつては、その状況及び事故に際して採った処置の内容
- 七 サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに委託に係る契約事項及び業務の実施状況

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じて登録事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第十九条の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 登録事業者は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後二年間保存しなければならない。

(登録事業者の遵守すべき事項)

第十二条 法第二十条の登録事業者の遵守すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録事業の業務に関して広告をする場合にあつては、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法を遵守すること。
- 二 登録事項に変更があつたとき、又は添付書類の記載事項に変更があつたときは、入居者に対し、その変更の内容を記載した書面を交付して説明すること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(公告の方法)

第二十三条 法第二十七条第一項の規定による公告は、都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市)においては、それぞれ指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)の公報によるものとする。

(登録事務の引継ぎ)

第二十四条 都道府県知事は、法第二十八条第三項に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 登録事務を指定登録機関に引き継ぐこと。
- 二 登録簿及び登録事務に関する書類を指定登録機関に引き継ぐこと。
- 三 その他都道府県知事が必要と認める事項

(登録事務規程の記載事項)

第二十五条 法第三十三条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録事務を行う事務所に関する事項
- 三 手数料の収納の方法に関する事項
- 四 登録事務の実施の方法に関する事項
- 五 登録の結果の通知に関する事項
- 六 登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 七 その他登録事務の実施に関し必要な事項

第二十六条 法第三十四条第一項の登録事務に関する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 登録の申請をした者の商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 登録の申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の位置
 - 三 登録の申請を受けた年月日
 - 四 登録又は拒否の別
 - 五 拒否の場合には、その理由
 - 六 登録を行った年月日
 - 七 登録番号
 - 八 登録の内容
 - 九 その他登録事務に関し必要な事項
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十四条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。
- 3 指定登録機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 第二十七条 法第三十四条第二項の登録事務に関する書類で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 登録の申請に係る書類
 - 二 法第十三条第一項第一号の規定による登録の抹消の申請に係る書類
 - 三 その他都道府県知事が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項の書類に代えることができる。

3 指定登録機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

第二十八条 指定登録機関は、法第三十九条第三項に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 登録事務を都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書類を都道府県知事に引き継ぐこと。
- 三 その他都道府県知事が必要と認める事項

(大都市等の特例)

第二十九条 この省令中部道府県知事の権限に属する事務は、指定都市等においては、当該指定都市等の長が行うものとする。この場合においては、この省令中部道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

〔都道府県知事
指定都市の長
中核市の長〕 殿

年 月 日

登録申請者住所
又は主たる事務所の所在地
商号、氏名
又は氏名 印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書
高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業について別紙のとおり登録を申請します。

備考

- 1. 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
- 2. 氏名の記載を田字で行う場合には、押印を省略することができる。

別 紙

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

登録の区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新(従前の登録番号)
住宅の名称	(ふりがな)
所在地	(住居表示)
利用交通手段	<input type="checkbox"/> 1. 電車(線) 駅から(分) <input type="checkbox"/> 2. その他()
住宅に関する権原	<input type="checkbox"/> 1. 所有権 年 月 日から 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 2. 賃借権 日から 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利

施設に関する権原	<input type="checkbox"/> 1. 所有権 期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 2. 賃借権 日から 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 3. 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 4. 使用貸借による権利
敷地に関する権原	<input type="checkbox"/> 1. 所有権 期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 2. 地上権 <input type="checkbox"/> 3. 賃借権 <input type="checkbox"/> 4. 使用貸借による権利

(注) 住居表示が決まっている場合は、地名地番を記載すること。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
商号、名称又は氏名	(ふりがな)
住所 (法人にあっては主たる事務所)	(郵便番号) 電話番号
法人の役員	別添 1 のとおり
法定代理人 (未成年の個人である場合)	(ふりがな) 氏名 (郵便番号) 住所 電話番号

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな)
事務所の所在地	(郵便番号) 電話番号

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数	戸
居住部分の規模	(最小)	m ²
	(最大)	m ²
構造及び設備	共同利用設備	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	構造	階数 階建
竣工の年月	年 月 日	

加齢対応構造等	<input type="checkbox"/> 登録基準に適合している <input type="checkbox"/> エレベーターを備えている <input type="checkbox"/> 緊急通報装置を備えている
---------	--

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）

入居契約の別	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他
終身賃貸事業者の事業の認可	<input type="checkbox"/> 法第52条の認可を受けている 次の①または②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者十同居者（配偶者／60歳以上の親族／要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族／特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） 〔高齢者1とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。〕
入居者の資格	

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	年 月 日から
--------	---------

(注) 入居開始年は、西暦で記入すること。

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

サービスの種類	提供形態	提供の対価 (概算・月額)	
		約 円	約 円
高齢者生活支援サービス	状況把握生活相談	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託	約 円
	食事の提供	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円
	入浴等の介護	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円
	調理等の家事	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円
健康の維持増進	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円	
その他	<input type="checkbox"/> 自ら <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 提供しない	約 円	
家賃の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円	住戸ごとの内容は別添2のとおり	
共益費の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円		

詳細については、別添3のとおり

収金の概算額	(最低) 約	円	家賃の 月分
	(最高) 約	円	
前払金※の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約	円	(最高) 約 円
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃		
	サービス提供の対価		
返還額の算定方法			
前払金の保全措置の内容	<input type="checkbox"/> 銀行による債務の保証	<input type="checkbox"/> 信託会社等による元本補てん又は信託	
	<input type="checkbox"/> 保険事業者による保証保険	<input type="checkbox"/> その他 ())	
特定施設入居者生活介護事業者	<input type="checkbox"/> 指定を受けている	事業所の番号 ())	
	<input type="checkbox"/> 指定を受けない		

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	<input type="checkbox"/> 自ら管理 <input type="checkbox"/> 管理業務を委託	
委託する業務の内容(契約事項)		
管理業務の委託先	(ふりがな)	
商号、名称又は氏名		
住所	(郵便番号) 電話番号	
修繕計画	計画策定の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	大規模修繕の実施予定 ()	頃実施予定)
	その他計画的な修繕予定 ()	

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 (該当する場合のみ)

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の番号	事業所の場所
			<input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地 <input type="checkbox"/> 同一の建築物内 <input type="checkbox"/> 同一の敷地内 <input type="checkbox"/> 隣接する土地

(注) 高齢者居宅生活支援事業について、老人福祉法等関連法令に基づく事業所の指定を受けている場合にあつては、「事業所の番号」を記入すること

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力 (該当する場合のみ)

連携又は協力の相手方	(ふりがな)	()
事業所の名称		
事業所の住所	(郵便番号)	電話番号
連携又は協力の内容		

10. 登録の申請が基本方針 (及び高齢者居宅安定確保計画) に照らして適切なものである旨

別添 1	役員名簿
(ふりがな)	役名等
氏名 (法人にあつては、商号又は名称)	

収納設備				
------	--	--	--	--

注) 整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

別添 3

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する	<input type="checkbox"/> 委託する
	(ふりがな)	
委託する場合の委託先 商号、名称 又は氏名)	
所 (法人にあっては主たる事務所)))	
電話番号)	
常駐する場所	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人の職員 <input type="checkbox"/> 自らの設置する住宅を管理する医療法人の職員 <input type="checkbox"/> 委託を受けてサービスを提供する社会医療法人の職員 <input type="checkbox"/> 居宅介護サービス事業者の職員 <input type="checkbox"/> ホームヘルパー 2 級以上の資格を有する者	職種 資格名称 人数 人 人 人 人
提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365 日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間は緊急通報サービスによる ())
	提供時間	<input type="checkbox"/> 24 時間常駐 <input type="checkbox"/> 夜間は緊急通報サービスによる () (下の日中体制の時間以外の時間帯)
緊急通報サービスの内容	日中体制	午前 時 ~ 午後 時 人員 人 夜間 人
	通報方法	通報先から住宅までの到着予定時間 分
サービス提供の対価 (概算額)	月額	約 円
	前払金	約 円 前払金の算定方法
備考		

2. 食事の提供サービスの内容 (該当する場合のみ)

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する	<input type="checkbox"/> 委託する
	(ふりがな)	
委託する場合の委託先 商号、名称 又は氏名)	
所 (法人にあっては主たる事務所)))	
電話番号)	
食事提供を行う場所	<input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> 各居住部分 <input type="checkbox"/> その他 ())	
提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365 日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く ())
	内容	<input type="checkbox"/> 3 食 <input type="checkbox"/> 入居者が選択 <input type="checkbox"/> 次の食事は提供しない ())
サービス提供の対価 (概算額)	調理等	<input type="checkbox"/> 厨房で調理 <input type="checkbox"/> 配食サービスを利用 <input type="checkbox"/> その他 ())
	月額※	約 円 内訳 朝食 円 昼食 円 夕食 円
前払金	約 円	前払金の算定方法
備考		

* サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容 (該当する場合のみ)

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する	<input type="checkbox"/> 委託する
	(ふりがな)	
委託する場合の委託先 商号、名称 又は氏名)	
所 (法人にあっては主たる事務所)))	
電話番号)	
提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365 日対応 <input type="checkbox"/> その他 ())
	内容	<input type="checkbox"/> 入浴介護 <input type="checkbox"/> 排せつ介護 <input type="checkbox"/> 食事介護 <input type="checkbox"/> その他 ())

サービス提供の 対価 (概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法
	前払金	約	円	
備考				

4. 調理、洗濯、清掃等の家事サービスの内容 (該当する場合のみ)

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する <input type="checkbox"/> 委託する			
	(ふりがな)			
商号、名称 又は氏名				
	住所 (法人にあっては主たる 事務所)	(郵便番号)	電話番号	
委託する 場合の委託先	住所 (法人にあっては本業務 に係る事業 所)	(郵便番号)	電話番号	
	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く ()	提供方法	
提供方法	内容	<input type="checkbox"/> 調理	<input type="checkbox"/> 洗濯	<input type="checkbox"/> 清掃
		<input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価 (概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法
	前払金	約	円	
備考				

5. 健康管理サービスの内容 (該当する場合のみ)

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する <input type="checkbox"/> 委託する			
	(ふりがな)			
商号、名称 又は氏名				
	住所 (法人にあっては主たる 事務所)	(郵便番号)	電話番号	
委託する 場合の委託先	住所 (法人にあっては本業務 に係る事業 所)	(郵便番号)	電話番号	
	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く ()	提供方法	
提供方法	内容	<input type="checkbox"/> 調理	<input type="checkbox"/> 洗濯	<input type="checkbox"/> 清掃
		<input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価 (概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法
	前払金	約	円	
備考				

提供方法	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く ()	
	内容	<input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 血圧等の測定 <input type="checkbox"/> 定期検診 <input type="checkbox"/> 通院等の付き添い	<input type="checkbox"/> その他 ()
サービス提供の 対価 (概算額)	月額	約	円
	前払金	約	円
備考			

6. その他のサービスの内容 (該当する場合のみ)

提供形態	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する <input type="checkbox"/> 委託する			
	(ふりがな)			
商号、名称 又は氏名				
	住所 (法人にあっては主たる 事務所)	(郵便番号)	電話番号	
委託する 場合の委託先	住所 (法人にあっては本業務 に係る事業 所)	(郵便番号)	電話番号	
	提供日	<input type="checkbox"/> 365日対応 <input type="checkbox"/> 次の期間を除く ()	提供方法	
提供方法	内容	<input type="checkbox"/> 調理	<input type="checkbox"/> 洗濯	<input type="checkbox"/> 清掃
		<input type="checkbox"/> その他 ()		
サービス提供の 対価 (概算額)	月額	約	円	前払金の 算定方法
	前払金	約	円	
備考				

別記様式第二号 (第十六条関係)

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

殿

登録申請者住所又は主たる事務所の所在地

登録事業者の商号、名称又は氏名

年 月 日

印

カービエ付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書
 高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第1項の規定に基づき、カービエ付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更を届け出ます。

登録年月日			
登録番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考

1. 登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 氏名の記載を由認で行う場合には、押印を省略することができる。

附則

1 この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第1条第五号に規定する事業等を定める省令（平成二十一年厚生労働省・国土交通省令第2号）は、廃止する。

○国土交通省令第164号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第二百三十七号）の施行に伴い、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十二日

国土交通大臣 大島 章宏

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令
 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正

第一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

- 目次
- 第一章 総則（第一条）
 - 第二章 高齢者居住安定確保計画（第二条）
 - 第三章 地方公共団体等による高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給の促進等（第三条―第三十条）
 - 第四章 終身建物賃貸借（第三十一条―第三十八条）
 - 第五章 雑則（第三十九条・第四十条）

附則
 第一条第三号中「都道府県知事」を「地方公共団体の長」に、「地方公共団体が整備及び管理を行う高齢者向けの優良な賃貸住宅に係る入居者及び同居する者の所得金額については、当該地方公共団体の長が認定した額とし、法第五十条の規定による地方公共団体の要請に基づいて独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が整備及び管理を行う高齢者向けの優良な賃貸住宅に係る入居者及び同居する者の所得金額については、当該要請をした地方公共団体の長が認定した額とし、機構」を「独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に、「法第五十三条第一項各号」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第四十九條第一項各号」に改める。

第二章及び第三章を削る。

第一条の二見出し中「第三条の二第三項第一号」を「第四条第三項」に改め、同条中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第三条の二第三項第二号」を「法第四条第三項」に改め、第一章の二中同条を第二章とする。

第一章の二を第二章とする。

第三十五条中「第四十九條第一項第一号」を「第四十五條第一項第一号」に改め、同条第一号中「床面積」を「床面積（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。第十七條第一号及び第三十三條第一号において同じ。）」に、「共同利用の場合」を「居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合（以下「共同利用の場合」という。）」に改め、同条第二号中「台所等」を「台所、水洗面所、収納設備、洗面設備及び浴室（以下「台所等」という。）」に、「同等以上の居住環境が確保される場合」を「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合（以下「同等以上の居住環境が確保される場合」という。）」に改め、第四章中同条を第三章とする。

第三十六条中「第四十九條第一項第二号」を「第四十五條第一項第二号」に、「建物の改良を」建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この条及び第十八条において同じ。）」に、「第四十八条」を「第十八条」に、「第六十二條第一項」を「第三十四條第一項」に、「第十四條の二各号」を「次に改め、同条に次の各号を加え、同条を第四條とする。

一 床は、原則として段差のない構造のものであること。

二 住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

T₁≧195
 R₂₂
 T₂₁

S₁≧T₁+2R₁≧S₂
 T₁及びR₁は、それぞれ次の数値を表すものとする。以下同じ。

T 踏面の寸法（単位 センチメートル）
 R けあげの寸法（単位 センチメートル）

三 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

T₁≧24
 S₁≧T₁+2R₁≧S₂

四 便所 浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けること。

五 その他国土交通大臣の定める基準に適合すること。

第三十七條の見出し中「第四十九條第三号」を「第四十五條第一項第三号」に改め、同条中「ない者」の下に「（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。）」を加え、同号口中「配偶者」の下に「婚姻の届出をしていないが、事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。）」を、「親族」の下に「（配偶者を除く。以下同じ。）」を加え、「第五十条」を「第四十六条」に、「公社」を「地方住宅供給公社（以下「公社」という。）」に改め、同条を第五條とする。

第三十八条中「第四十九条第一項第五号」を「第四十五条第一項第五号」に、「第四十三条を」第十一号に改め、同条を第六号とする。

第三十九条第一項中「第五十条」を「第四十六条」に改め、同条第三項第一号中「第四十九条第一項各号」を「第四十五条第一項各号」に改め、同条を第七号とする。

第四十条を第八号とする。

第四十一条中「第五十条」を「第四十六条」に改め、同条を第九号とする。

第四十二条を第十号とする。

第四十三条中「第五十六条」を「第五十二条」に改め、同条を第十一号とする。

第四十四条（見出しを含む。）中「第四十九条第一項第六号」を「第四十五条第一項第六号」に改め、同条を第十二号とし、同条の次に次の一条を加える。

（令第四条の国土交通省令で定める所得の基準）

第十三条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条の国土交通省令で定める所得の基準は、十五万八千円（都道府県知事が必要と認める場合にあつては、十五万八千円を超え二十一万四千円以下の範囲内で当該都道府県知事が定める額）とする。

第四十五条中「第五十条」を「第四十六条」に改め、同条を第十四号とし、同条の次に次の一条を加える。

（令第五条第二号の国土交通省令で定めるもの）

第十五条 令第五条第二号の共同住宅の共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であつて国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 廊下及び階段
- 二 エレベーター及びエレベーターホール
- 三 特殊基礎
- 四 立体的遊歩道及び人工地盤施設
- 五 通路
- 六 駐車場
- 七 児童遊園、広場及び緑地
- 八 機械室及び管理事務所
- 九 高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設
- 十 避難設備
- 十一 消火設備及び警報設備並びに監視装置
- 十二 避雷設備及び電波障害防除設備

第四十六条（見出しを含む。）中「第五十三条第一項第一号」を「第四十九条第一項第一号」に改め、同条を第十六号とする。

第四十七条中「第五十三条第一項第二号」を「第四十九条第一項第二号」に改め、同条を第十七号とする。

第四十八条中「第五十三条第一項第三号」を「第四十九条第一項第三号」に、「第六十二条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第十四条の二各号」を「第四条各号」に改め、同条を第十八号とする。

第四十九条（見出しを含む。）中「第五十三条第一項第四号」を「第四十九条第一項第四号」に改め、同条を第十九号とする。

第五十条見出し中「第五十三条第一項第五号」を「第四十九条第一項第五号」に改め、同条中「第五十三条第一項第五号」を「第四十九条第一項第五号」に、「第二十五条」に改め、同条を第二十号とする。

第五十一条中「第五十一条の三」を「第二十三条」に改め、同条を第二十一号とする。

第五十一条の二を第二十二号とし、第五十一条の三を第二十三号とし、第五十二条を第二十四号とし、第五十三条を第二十五号とする。

第五十四条中「第五十四条」を「第五十条」に改め、同条第一号中「第五条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅」を「第五条第一項」に改め、同条を第二十六号とする。

第五十五条（見出しを含む。）中「第五十五条第一項第一号」を「第五十一条第一項第一号」に改め、同条を第二十七号とする。

第五十六条中「第五十五条第一項第三号」を「第五十一条第一項第三号」に、「第五十八条」を「第三十条」に改め、同条を第二十八号とする。

第五十七条を第二十九号とし、第五十八条を第三十号とする。

第五十九条中「第五十七条第一項第九号」を「第五十三条第一項第八号」に改め、第五章中同条を第三十一号とする。

第六十条第一項中「第五十七条第一項」を「第五十三条第一項」に、「別記様式第三号」を「別記様式」に改め、同条第二項第四号中「整備」の下に「既存の住宅その他の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）によるものを除く。」を加え、同項第七号中「定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書」を「及び定款」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあつては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたつて受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないことを誓約する書面

第六十条第三項中「本人確認情報」を「本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）」に、「住民基本台帳法」を「同法」に改め、同条を第三十二号とする。

第六十一条中「第五十八条第二号イ」を「第五十四条第一号イ」に改め、同条を第三十三号とする。

第六十二条第一項中「第五十八条第二号ロ」を「第五十四条第一号ロ」に改め、同条第二項中「第五十七条」を「第五十三条」に、「第五十八条第二号ロ」を「第五十四条第一号ロ」に、「第十四条の二各号」を「第四条各号」に改め、同条を第三十四号とする。

第六十三条（見出しを含む。）中「第五十八条第六号」を「第五十四条第四号」に改め、同条を第三十五号とする。

第六十四条中「第五十八条第七号」を「第五十四条第六号」に、「銀行の前払家賃」を「同条第五号の前払金」に、「保証」を「銀行による保証」に改め、同条を第三十六号とする。

第六十五条（見出しを含む。）中「第五十八条第八号」を「第五十四条第七号」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条を第三十七号とする。

第六十六条（見出しを含む。）中「第六十条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第三十八号とする。

第五章を第四号とする。

第六章及び第七章を削る。

第七十七条第一号中「第五十五条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第二号中「法第五十六条、法第五十七条第一項、法第五十八条から法第六十条まで、法第六十二条第一項、法第六十九号、法第七十条、法第七十一条第二項及び第三項、法第七十二条、法第七十三条並びに法第七十四条第一項」を「法第五十二条、法第五十三条第一項、法第五十四条から法第五十六条まで、法第五十八条第一項、法第六十五条、法第六十六条、法第六十七条第二項及び第三項、法第六十八号、法第六十九条並びに法第七十条第一項」に改め、同条第三号中「第六十二条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、第八章中同条を第三十九号とする。

（以下省略）

（以下省略）

第七十八条中「第二章に規定する事務及び」を削り、「第五章」を「第四章」に改め、同条を第四十条とする。

第八章を第五章とする。

別記様式第一号及び別記様式第二号を削る。

別記様式第三号を次のように改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式（第32条関係）

年 月 日

国土交通大臣
地方整備局長
北海道開発局長 殿
北海道府県知事

認可申請者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 印

事業認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第53条第1項の規定に基づき、同法第52条の事業について別紙のとおり認可を申請します。

備考

1. 認可申請者が独立行政法人都市再生機構である場合には国土交通大臣に、都道府県である場合には地方整備局長又は北海道開発局長に、その他の場合には都道府県知事に申請すること。
2. 認定申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
3. 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

別紙

1 賃貸住宅の位置

住居表示(注)	
敷地の面積	
敷地に関する権原	<ol style="list-style-type: none"> 1 所有権 2 地上権・借地権・使用貸借による権利 期間は 年 月 日から 年 月 日まで
賃貸住宅に関する権原	<ol style="list-style-type: none"> 1 所有権 2 賃借権・使用貸借による権利 期間は 年 月 日から 年 月 日まで

(注) 住居表示が定まっていなない場合には、地名地番を記載すること。

2 賃貸住宅の戸数

住宅戸数	認可申請対象戸数	戸 (全体整備戸数	戸)
------	----------	-----------	----

3 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備

(1) 住戸ごとの規模

住棟番号	住戸番号	床面積	居室数
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	

(2) 各住戸に備える設備

台所	(有・無)
水洗便所	(有・無)
収納設備	(有・無)
洗面設備	(有・無)
浴室	(有・無)
その他	()

(注) 各住戸に備える設備における「その他」とは、寒冷地域における暖房設備等をいう。

4 加齢対応構造等の内容

--

5 賃貸住宅の賃借人に関する事項

次の者を賃借人とする。

--

(注) 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項における賃借人は、法第52条の規定に該当するものをいう。

6 終身建物賃貸借に関する事項

別添	
----	--

7 賃貸の条件

賃貸の条件	
賃貸借契約の解除	

8 前払家賃に関する事項

前払家賃の額	円
上記前払家賃の算定の基礎	
上記前払家賃に対する保全措置	

9 賃貸住宅の管理の方法

賃貸住宅の管理の方法	1. 賃貸住宅の管理の委託 2. 自ら管理
管理期間における管理の方式	
賃貸住宅の管理の委託をする相手(以下「管理業者」という。)の氏名又は名称	
管理業者又は2の場合の申請者の概要	別添による。
賃貸住宅の修繕	
備付図書	

10 賃貸住宅の整備の実施時期

整備の着手の予定年月日	年 月 日
整備の完了の予定年月日	年 月 日

11 事業が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨

別添

管理業者又は申請者の概要	
氏名又は名称	
主たる事務所	
住所	当該賃貸住宅の管理を行う事業所
宅地建物取引業法に基づく免許	
免許を有する場合	免許種別
	免許番号
	免許取得年月日
自己資本の額	(円)
賃貸住宅の管理戸数	年
	年
	年
賃貸住宅の管理を行う人員の数	現在
	年 月 日現在
	年 月 日現在
	人

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)

第二条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十一年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四の三第八号中「第五十六条」を「第五十一条」に改める。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則の一部改正)

第三条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則(昭和四十六年建設省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「平方メートル」の下に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十二号)による改正前」を加える。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号)の一部を次のように改正する。

第十五条及び第十六条を削る。

附 則

この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年十月二十日)から施行する。